

法曹人口の在り方について

2013/03/14 宮脇 淳

2013年3月14日の法曹養成制度検討会議において法曹人口の在り方について議論するにあたり、公共政策の視点から意見を述べさせていただきたい。法曹人口の在り方議論は法曹養成検討において極めて重要なトリガ的課題である。しかし、それはあくまでも法曹養成に関するトリガ的政策手段であり政策の最終的ゴールたる目的ではない。それだけに、法曹人口を切り分けて議論することは、政策議論において政策本来の「幹」を見失う危険性があり不適切と考える。以下の点を少なくともパッケージとして視野に入れ議論すべきである。

①法曹人口に関する目標の性格をどう考えるか

第2回の法曹養成制度検討会議において申し上げたが、法曹人口の目標について、この会議で改めて検討するにあたっては、そもそも、この目標が「政策手段としてのひとつの到達点たる目標」なのか、それとも「より上位の概念たる政策自体の目的」なのか、この会議において、そもそも論ではあるが改めてその性格を確認し共有するべきと考える。それがなければ、手段と目的の転嫁が生じ本来の政策の帰着点を見失うことになる。この意味から手段たる法曹人口の見直しは同時に法曹養成における政策目的の見直しを伴うものであり一体的課題として認識しなければならない。

②法曹人口の目標そのものをどう考えるか

司法制度改革審議会でも求められた司法試験の合格者数年間3000人を目指すことが何故達成できていないのかという問題に関し、法科大学院で充実した教育が提供されているのか、定員は適切であったのかといった「法科大学院制度が抱える課題」と、合格判定等がプロセスを含めて適切なのかといった「司法試験制度が抱える課題」のふたつを柱に法曹養成制度全体を体系的に議論して、新しい目標の在り方を検討する必要がある。

なお、これまでの法科大学院制度に対する政策的効果の帰着等を確認し合格率の全体的動向を踏まえ、現在の合格者数である約2000人を確保すべく、当面は必要な施策を積極的に講じていくべきではないかと考える。政策帰着は常にタイムラグを抱える。とくに人材養成制度に関する政策帰着のタイムラグには留意すべきであり、これを踏まえない政策転換は本来の政策目的を見失い政策自体の混沌状態を生み出す原因となる。政策帰着のタイムラグを踏まえた動的検証を行いつつ、次の新たな目標設定の在り方を検討するべきである。

③今後の法曹人口に対するニーズをどう考えるか

前回の検討会議でも報告された今後の職域拡大の在り方の議論に参画してきた立場から

申し上げますと、特に、地方自治体には極めて高い潜在的なニーズが存在するものと考えます。この潜在的ニーズに対して法曹有資格者、地方自治体等公的部門の両者が十分に認識できておらず、これらの乖離を埋める工夫と制度設計が不可欠である。このことは、法曹養成の側面だけでなく、地方自治体をはじめとした公的部門の将来リスクを政策・法的両方の視野から軽減するためにも必要不可欠である。このため、検討会議では、今後如何にしてこの潜在的なニーズを掘り起こし、法曹有資格者と地方自治体をより密接につなげていくのかという方策について、司法研修の内容も含め更に具体的に検討していくとともに、単に地方自治体だけでなく、政府機関さらには社会福祉等地域の公的領域においても同様の取り組みを展開することが必要である。

これに加えて、民間企業や法曹の国際展開もあわせて議論を尽くすことで、これまでの法廷で活躍する法曹以外に、より幅広い分野で活躍する法曹有資格者の職域拡大の取組が進まなかった点も反省しつつ、法曹に対する社会的ニーズを改めて見直し、現在の法曹の養成規模を議論のスタートとして、今後目指すべき法曹人口を議論することが不可欠であると考えます。